

獣医学教育評価

「改善報告書」作成の手引き

1. 「改善報告書」の作成・提出

本協会の認証評価を受けて、基準に適合していると認定された獣医学教育学士課程を設置する大学は、評価結果を受領してから3年経過した後、所定日までに「改善報告書」を提出することが義務付けられています。

対象となる提言	「勧告」及び「検討課題」
様式	本協会ホームページに掲載されている所定の様式を利用して、各提言に関する改善状況を記載して下さい（掲載場所が分からない場合には、本協会の事務局担当者にお問い合わせ下さい）。
提出時期	評価結果を受領してから3年経過した年の所定日（具体的な期日につきましては、本協会事務局担当者よりご連絡いたします）。

提出された「改善報告書」は、獣医学教育評価委員会において検討を行います。その結果は、理事会の承認を経た後に当該大学に送付されます。各獣医学教育学士課程においては、この「改善報告書」の検討結果を踏まえ、次回の評価申請の準備を進めて下さい。

<改善報告書の提出時期（2019年に評価をした場合）>

2019年度	獣医学教育評価の実施 (評価結果の受領は2020年3月)
2020年度	各獣医学教育学士課程における 「勧告」及び「検討課題」の改善に向けた取組み
2021年度	
2022年度	
2023年度	「改善報告書」の提出 (2023年4月以降の所定日)